

平成29年度 第5回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険事業運営基金関係】

- | | | | |
|---|---|-------|---|
| 1 | 制度改革後の国保財政運営における都道府県・市町村の役割
－平成30年4月以降の都道府県・市町村の役割の説明－ | ----- | 1 |
| 2 | 小金井市国民健康保険事業運営基金条例（案）
－改正後の国民健康保険基金条例案－ | ----- | 2 |
| 3 | 小金井市国民健康保険事業運営基金条例
－現行の国民健康保険基金条例－ | ----- | 4 |

國民健康保險事業運營基金關係

制度改革後の国保財政運営における都道府県・市町村の役割

都道府県・市町村の役割

<都道府県の役割>

- 都道府県は、都道府県内市町村に医療給付、支払基金に後期高齢者支援金、介護納付金等を支払い、その財源として国や都道府県一般会計からの公費や市町村から集める納付金を充てる。
- 市町村間の医療費水準や所得水準を調整し、市町村ごとの納付金を配分する。
また、納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す。
- 国保の財政運営の責任主体として、一般会計から定率の繰入を実施し、都道府県の国保財政全体の安定化を図るとともに、都道府県内で調整すべき各市町村の特別な事情（納付金の算定方法変更等に伴う保険料の急激な変化等）を調整するため、一般会計から繰入れ、市町村に交付金を配分する。
- 財政安定化基金を設置し、予期せぬ給付増や保険料収納不足に対し、貸付及び交付を行うことで、当該都道府県内の国保財政を安定化させる。

<市町村の役割>

- 市町村は都道府県が定めた納付金を納めるため、都道府県に示された標準保険料率を参考にして、条例において国保の保険料率を決定し、保険料（税）の賦課・徴収を行う。
- 市町村は、納付金を都道府県に納付する。
- 地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施する。

根拠法令

平成30年4月1日施行

国民健康保険法

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律

(後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務)

第一百八条 支払基金は、第三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者(国民健康保険にあつては、都道府県。以下この款において同じ。)から、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」という。)を徴収する。

2 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

介護保険法

(納付金の徴収及び納付義務)

第五十条 支払基金は、第六十条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節及び次章において同じ。)ごとに、医療保険者(国民健康保険にあつては、都道府県。次項及び第六十一条を除き、以下同じ。)から、介護給付費・地域支援事業支援納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。

2 医療保険者(国民健康保険にあつては、市町村)は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収する義務を負う。

3 医療保険者は、納付金を納付する義務を負う。

小金井市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険事業運営基金条例（昭和39年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。

第6条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小金井市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。</u></p> <p>(3) <u>経済事情の変動等により財源に著しい不足を生じた場合においては、当該不足額の財源に充てるとき。</u></p> <p>付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第118条第2項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。</u></p> <p>(4) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。</u></p> <p>(5) <u>経済事情の変動等により財源に著しい不足を生じた場合においては、当該不足額の財源に充てるとき。</u></p>	

改正

平成12年3月28日条例第7号

平成20年3月24日条例第3号

(設置の目的)

第1条 保険給付その他小金井市国民健康保険事業の運営に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるため、小金井市国民健康保険事業運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 保険給付に要した費用の前3年度の平均年額に相当する額に達するまで毎年度の剰余金から、当該剰余金の10分の1以上に相当する額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金等の処理)

第4条 基金の管理のための経費及び基金の運用から生ずる収益は、それぞれ小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上し、収益は基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。

- (1) 保険給付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。
- (2) 削除
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第118条第2項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。
- (5) 経済事情の変動等により財源に著しい不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月28日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月24日条例第3号）

この条例中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。